

○幕別町地域福祉計画策定委員会条例

平成21年 3 月25日 条例第 9 号

改正

平成27年12月18日 条例第38号

幕別町地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、住民福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日 条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

○地域福祉計画について

1 市町村地域福祉計画について

市町村地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、令和2年6月の社会福祉法の一部改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を計画に定めるよう努めるものとされました。

こうした中、令和2年度に「第3期幕別町地域福祉計画」策定し、住民・行政が一緒になって目指すべき地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、SDGsの視点を取り入れて、4つの基本目標と9つの取組の方向、52項目の推進事項を定めております。

社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 今後のスケジュールについて

「第3期幕別町地域福祉計画」は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定されています。

今後は年に1回、現在の計画の進捗状況等の検証を行うとともに、次期計画策定に向けての情報収集と情報提供を行い、令和6年度から次期計画の策定作業に向けての準備を行っていきます。今回（R3.7.29）の会議が第3期計画の最初の進捗状況の検証になります。